

福岡県公報

平成十七年六月十五日
第二千四百号
増刊 ①

目次

告示 (第千七百七十五号)

○福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示(地域政策課) ……………

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(地方課) ……………

告示

福岡県告示第千七百七十五号

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年六月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県地域総合整備資金貸付要綱(平成二年八月福岡県告示第千三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「新地域経済基盤強化対策実施要綱(平成九年一月二十日自治画第三号自治事務次官通知)に基づき選定された「新地域経済基盤強化対策推進地域」又は」を削る。

附則第二項中「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項の表第五条第一項の項中「二十六億円」を「二十五億円」に改め、同表第五条第二項の項を次のように改める。

第五条第二項

三十六億円

三十七億円

附則第二項の表第五条第五項の項中「二十六億円」を「二十五億円」に、

三十億円	三十三億円
九億円	十億円
十一億二千万円	十二億円

を

三十億円	三十三億円
十一億二千万円	十二億円

に、

「三十八億円」を「三十七億円」に改め、同表第五条第六項の項中「二十六億円」を「二十五億円」に、

三十億円	三十三億円
九億円	十億円
十一億二千万円	十二億円

を

三十億円	三十三億円
十一億二千万円	十二億円

に、

「三十八億円」を「三十七億円」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月十二日福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年六月十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明
指定した施設の表北九州市小倉北区の項中

北九州市立南丘市民センター

〃 〃 熊谷一丁目二六番一五号

を

北九州市立南丘市民センター

〃 〃 熊谷一丁目二六番一五号

に

北九州市立富野市民センター

〃 〃 須賀町六番三三号

改め、同表北九州市小倉南区の項中

北九州市立両谷市民センター

〃 〃 徳吉南一丁目六番一〇号

を

北九州市立両谷市民センター

〃 〃 徳吉南一丁目六番一〇号

に

北九州市立志井市民センター

〃 〃 大字志井二七九番地

改める。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)